

技術者のための会計・税務の話

■ 塚田洋一税理士事務所 塚田洋一

この記事では、技術系の個人事業者の皆さんの参考になる会計・税務に関することを紹介していきます。

今回は電子帳簿保存法についてお話しします。

電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法(以下「電帳法」)は、事業者が作成する帳簿や日々発生する取引の書類を電子データで保存するための決まりごとの法律で、具体的には、以下を定めています。

- ①パソコンで作成した帳簿や取引書類(電子帳簿等保存)
- ②紙で受け取った請求書などをスキャンしたもの(スキャナ保存)
- ③電子取引で受け取った請求書など(電子取引データ保存)

現状の電帳法では、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存は紙保存が可能で、一定要件のもとデータ保存が認められています。

電子取引データ保存が義務化

一方、③電子取引データ保存は、2年間の宥恕措置(経過措置)が今年末で終了し、2024年1月から電子取引データ保存の完全義務化がスタートします。

■電子取引とは

電子取引とは、取引情報(見積書、請求書、領収書など)を、紙ではなく電子データで行なう取引です。

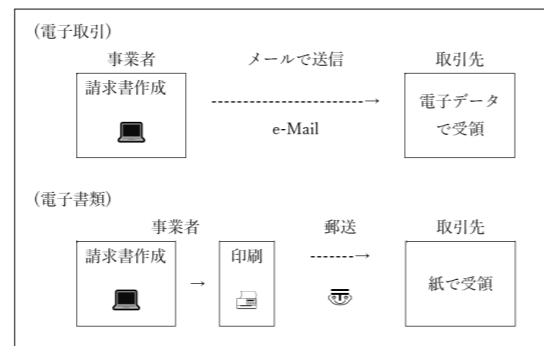
- ・メールで送信または受信した取引情報(メール本文に記載の場合も含む)
- ・サイトからダウンロードしたPDFファイルなどの取引情報

電子取引は取引の最初から終わりまで電子的に処理されるもので、受取りだけではなく、取引先に送った取引情報も対象になります。

■電子書類との違い

これに対してパソコンを使って作成したが、取引先には紙に印刷して渡した場合には、電子取引にはならず、電帳法の電子書類になります。

この電子書類は、下表の①電子帳簿等保存、ないし②スキャナ保存に該当し、今回の義務化の対象ではありません。



電子取引と電子書類の違い

電子帳簿保存法の対象

	電子データ保存	具体例
①電子帳簿等保存	任意	仕訳帳、総勘定元帳、財務諸表などをデータ保存
②スキャナ保存	任意	紙の請求書・領収書などをスキャナ保存
③電子取引データ保存	2024年1月義務化	電子取引データをデータ保存

義務化の内容は

これまではやりとりした電子取引データを紙に印刷して保存できましたが、年明けからの義務化で、データのままの保存が必須になります。

データのまま保存なので、データを紙に印刷してスキャナ保存するのは認められません。

保存方法は

電子取引のデータ保存には、改ざん防止、検索機能などの対応が必要になります。

■改ざん防止の措置

改ざんされていないデータであることを担保する措置で、以下のいずれかになります。

- 1)タイムスタンプ付データを受け取る。
- 2)受取ないし作成後速やかにタイムスタンプを付す。
- 3)データの訂正削除の履歴が残らないし訂正削除できないシステムで管理する。
- 4)訂正削除に関する事務処理規程を備え付けて、それに従って管理する。

*

中小の事業者には1)~3)は厳しいものがあり、現実的には4)で対処するケースが多くなると思われます。事務処理規程のサンプルは国税庁のホームページからダウンロードできます。

■検索機能などの確保

基本的に、以下が必要になります。

- a)ディスプレイなどデータを目で確認できる装置の備付けおよび速やかな出力の確保。
- b)検索機能の確保。
- c)システム概要に関する書類の備え付け。

*

a)はパソコンのディスプレイ、プリンタで足りるので、通常は新たな対応は不要と思います。

b)を本格的に対応するにはシステム対応が必要になる場合もあります。一方、後述の特例が設けられているので、個人事業者はそちらで対応するケースが多いでしょう。

c)は自作したシステムを使っている事業者が対象になります。

中小の事業者の対応

また、上記のb)検索機能の確保については特例があります。

■検索機能の対応

2期前(個人事業者は2年前)の売上高が5千万円以下で、税務調査の際に調査官の要求により電子データをダウンロードして渡せる場合は、b)の検索機能は不要になります。

これを適用できる個人事業者は多いのではないのでしょうか。

なお、この「売上高5千万円」は、消費税の課税売上高とは異なるので注意してください。

*

その場合でも、改ざん防止の措置は必要ですが、多くの個人事業者は前述の4)で対応することになるでしょう。

■もう一つの特例

法改正で新たに猶予措置が設けられています。以下の①~③を満たす場合には、電子データを保存しておくだけの対応が可能です。

- ①要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由があると所轄税務署長が認める場合。
- ②税務調査時にダウンロードで電子データが提供できる。
- ③プリントアウトしたものを保存しており、税務調査時に提示・提出できる。

*

これは、売上高等に関わりなく適用できますが、①の税務署長が認める場合が必ずしも明確でないので、留意が必要と思います。

ちなみに、「電帳法」の正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」です。あまりにも長いので国税庁も「電子帳簿保存法」と略しています。

*

個人事業者の皆さんは、これを機会に取引書類を見直してみたいかがでしょうか。

【筆者プロフィール】

塚田洋一税理士事務所 塚田洋一(つかだよういち)▼上場食品メーカーに勤務後、税理士事務所を開業。▼技術者マインドを理解できる税理士として活動中。